

1. 総論

(1) 自動車リサイクル法の背景

年間約340万台（2006年度～2015年度平均）発生する使用済自動車は、有用な金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処理場の逼迫により、使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている状況の中、更なる使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、2005年1月から自動車リサイクル法が施行され、リサイクル・適正処理が自動車メーカー等に義務付けられました。

自動車リサイクル法に基づく取り組みの結果、2015年度のリサイクル実効率は約99%を超えるレベルにまで向上しております。

(2) 自動車リサイクル法

資源循環社会の構築と環境保全を目的として、2002年度に制定され、2005年1月に本格施行された法律で、以下の特徴を持っています。

①自動車メーカー・輸入業者がフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト（以下「ASR」という）を引取り、適正な処理を実施します（拡大生産者責任）。

②自動車関係者※の役割（責任）を明確化

※自動車所有者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者、自動車メーカー・輸入業者

③リサイクル料金の自動車所有者による前払い方式を採用

■自動車リサイクル法施行後、新たに販売される自動車

→ 新規登録・検査を受ける時まで

■施行時の既販車のうち、継続検査等を受ける自動車

→ 施行後最初の継続検査等を受ける時まで（3年間の時限措置で2008年1月終了）

■施行時の既販車のうち、継続検査等を受けずに使用済みとなる自動車・構内車、後付装備分の料金

→ 使用済自動車として引取業者に引き渡す時まで

④使用済自動車の移動報告に電子マニフェスト制度を導入

各関連事業者等が使用済自動車等の引取・引渡を行った際、一定期間内に情報管理センターに対して、パソコンにより電子情報にて移動報告を行います。

⑤指定法人による制度運営

制度の根幹となる公的な業務を行う指定法人として、2003年6月、主務大臣（経済産業大臣、環境大臣）より財団法人自動車リサイクル促進センターが指定されました（2010年4月、公益財団法人に移行）。

(3) 自動車リサイクル法の指定3法人

主務大臣は、本財団からの申請により、次の3法人を指定（2003年6月）

